

株式移転に関する事前開示書面

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に基づく開示書類)

2026年1月15日

TOYOIDIVECKS株式会社

2026年1月15日

兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1
TOYOイノベックス株式会社
代表取締役社長 田畠 祐章

株式移転に関する事前開示事項

当社及び日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂工業」といい、日精樹脂工業と当社を総称して「両社」といいます。）は、2026年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）（予定）をもって、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により両社の完全親会社となるGMSグループ株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について合意に達し、2025年11月14日開催の両社それぞれの取締役会決議により、株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

別添1「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第206条第1号）

（1）株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「本株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

	当社	日精樹脂工業
本株式移転比率	1.51	2

（注1）株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.51株、日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株をそれぞれ割当交付いたします。ただし、本株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が起きた場合、両社協議の上で変更することがあります。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（注2）共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。本株式移転により、両社の株主の皆様に割り当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場（テクニカル上場）申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、本株式移転により1単元（100株）以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の

流動性を提供できるものと考えております。なお、本株式移転により 1 単元（100 株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、会社法第 194 条第 1 項及び共同持株会社に定める予定の定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注 3) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 75,805,530 株

当社の発行済株式総数 20,703,000 株（2025 年 9 月 30 日時点）、日精樹脂工業の発行済株式総数 22,272,000 株（2025 年 9 月 30 日時点）に基づいて算出しております。なお、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状においては未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当社は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、日精樹脂工業は SMB C 日興証券株式会社（以下「SMB C 日興証券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてそれぞれ選定し、2025 年 11 月 13 日付けで、株式移転比率に関する算定書を取得しました。

両社は、当該ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による助言及び算定結果並びに下記「エ 公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載の両社それぞれの法務アドバイザーからの法的助言を参考に、両社それが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025 年 11 月 14 日開催された両社の取締役会において本株式移転比率を決定し、合意いたしました。

イ 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び当事会社との関係

当社の第三者算定機関である山田コンサル及び日精樹脂工業の第三者算定機関である SMB C 日興証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

山田コンサルは、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する

目的から、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づくキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、日精樹脂工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.47～1.64
DCF法	1.20～2.54

山田コンサルは、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田コンサルの株式移転比率の算定は、2025年11月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、日精樹脂工業の財務予測その他将来に関する情報については、日精樹脂工業の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴い日精樹脂工業及び当社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした日精樹脂工業及び当社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。また、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの日精樹脂工業の事業計画については、最新の経営環境を反映して保守的に試算した3カ年の数値を用いておりますが、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、在庫の評価減などが影響するものと仮定し算定の前提とした事業計画では大幅な減益を見込んでおります。2027年3月期から2028年3月期の各期において、大型機や専用機などの付加価値及び利益率の高い商品の販売を伸長させることで、大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

また、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした2026年3月期か

ら 2028 年 3 月期までの当社の事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期の営業利益は、市況回復による足元の受注状況、また大型ダイカストマシンの部品先行手配の実施による短納期化等の販売強化等の要因により、前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。2027 年 3 月期の営業利益は、市況回復の影響に加え、アジア重点地域を中心としたグローバルでの拡販と、日本国内の休眠顧客の再開拓等の施策により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは売上拡大に伴う運転資本増加額の増加により、前事業年度から大幅な減少となる見込みです。2028 年 3 月期の営業利益は、前年までの施策を継続しつつ、さらなる大型ダイカストマシンの拡販努力や生産体制の合理化、原価低減活動の推進等により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加により、前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

他方、SMB C 日興証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、DCF 法を採用し、算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、日精樹脂工業の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 2 株を割り当てる場合に、当社の普通株式 1 株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.49～1.54
DCF 法	1.01～3.19

市場株価法においては、2025 年 11 月 13 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法においては、両社が作成した財務予測に基づくキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

SMB C 日興証券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMB C 日興証券の株式移転比率の算定は、2025 年 11 月 14 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、日精樹脂工業の財務予測その他将来に関する情報については、日精樹

脂工業の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴い日精樹脂工業及び当社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした日精樹脂工業及び当社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。また、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの日精樹脂工業の事業計画については、最新の経営環境を反映して保守的に試算した3カ年の数値を用いておりますが、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、在庫の評価減などが影響するものと仮定し算定の前提とした事業計画では大幅な減益を見込んでおります。2027年3月期から2028年3月期の各期において、大型機や専用機などの付加価値及び利益率の高い商品の販売を伸長させることで、大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

また、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの当社の事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期の営業利益は、市況回復による足元の受注状況及び大型ダイカストマシンの部品先行手配の実施による短納期化等の販売強化等の要因により、前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加に加えて、運転資本増加額の減少により前事業年度から大幅な増加となる見込みです。2027年3月期の営業利益は、市況回復の影響に加え、アジア重点地域を中心としたグローバルでの拡販と、日本国内の休眠顧客の再開拓等の施策により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。また、フリー・キャッシュ・フローは売上拡大に伴う運転資本増加額の増加により、前事業年度から大幅な減少となる見込みです。2028年3月期の営業利益は、前年までの施策を継続しつつ、さらなる大型ダイカストマシンの拡販努力や生産体制の合理化、原価低減活動の推進等により前事業年度から大幅な増益となる見込みです。さらに、フリー・キャッシュ・フローは営業利益の増加により、前事業年度から大幅な増加となる見込みです。

ウ 共同持株会社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年3月30日に当社は東京証券取引所を、日精樹脂工業は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を、それぞれ上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

エ 公正性を担保するための措置

当社及び日精樹脂工業との間には資本関係等は存在せず、本株式移転は独立した当事者間で実施されるものですが、当社は、本株式移転の公正性を担保するという観点から、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「ア 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として山田コンサルを選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルの分析及び助言を参考として日精樹脂工業と協議を行い、本株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催の取締役会において決議いたしました。なお、当社は、山田コンサルから、本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである大江橋法律事務所から、当社の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。大江橋法律事務所は、当社との間で顧問契約を締結しておりますが、(a) 大江橋法律事務所は当社を含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてサービスを提供している法律事務所であること、(b) 直近事業年度において当社が大江橋法律事務所に対し法的助言の対価として支払った金額は、当社の社外役員の独立性の基準（直近事業年度において当社との取引における当社からの対価の支払い額がその者の連結売上高の2%超）を下回る少額であること、(c) 本経営統合に関し大江橋法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合における当社からの独立性に問題はないと判断しております。

他方、日精樹脂工業は、本株式移転の公正性を担保するという観点から、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

日精樹脂工業は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「ア 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてSMB C日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、日精樹脂工業は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券の分析及び助言を参考として当社と交渉・協議を行い、本株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催の取締役会において決議いたしました。なお、日精樹脂工業は、SMB C日興証券から、本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェア

ネス・オピニオン) は取得しておりません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

日精樹脂工業は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである日比谷中田法律事務所から、日精樹脂工業の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、日比谷中田法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しております。日比谷中田法律事務所は、日精樹脂工業と顧問契約を締結しておりますが、(a) 日比谷中田法律事務所は日精樹脂工業を含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてサービスを提供している法律事務所であること、(b) 直近事業年度において日精樹脂工業が日比谷中田法律事務所に対し法的助言の対価として支払った金額は少額であること、(c) 本経営統合に関し日比谷中田法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合における日精樹脂工業からの独立性に問題はないと判断しております。

才 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、当社と日精樹脂工業の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社及び日精樹脂工業は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額 : 300 百万円

資本準備金の額 : 75 百万円

利益準備金の額 : 0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社と日精樹脂工業が協議の上、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 206 条第 1 号)

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時(両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時)における以下の表の①から⑯までの第 1 欄に掲げる日精樹脂工業が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する日精樹脂工業の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数に 2 を乗じた数の、第 2 欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ交付いたします。

第 1 欄		第 2 欄	
名称	内容	名称	内容
①	第 1 回新株予約権 別紙 2 (注) ①	第 1 回新株予約権	別紙 3 (注) ①
②	第 2 回新株予約権 別紙 2 (注) ②	第 2 回新株予約権	別紙 3 (注) ②
③	第 3 回新株予約権 別紙 2	第 3 回新株予約権	別紙 3

		(注) ③		(注) ③
④	第4回新株予約権	別紙2 (注)④	第4回新株予約権	別紙3 (注)④
⑤	第5回新株予約権	別紙2 (注)⑤	第5回新株予約権	別紙3 (注)⑤
⑥	第6回新株予約権	別紙2 (注)⑥	第6回新株予約権	別紙3 (注)⑥
⑦	第7回新株予約権	別紙2 (注)⑦	第7回新株予約権	別紙3 (注)⑦
⑧	第8回新株予約権	別紙2 (注)⑧	第8回新株予約権	別紙3 (注)⑧
⑨	第9回新株予約権	別紙2 (注)⑨	第9回新株予約権	別紙3 (注)⑨
⑩	第10回新株予約権	別紙2 (注)⑩	第10回新株予約権	別紙3 (注)⑩
⑪	第11回新株予約権	別紙2 (注)⑪	第11回新株予約権	別紙3 (注)⑪
⑫	第12回新株予約権	別紙2 (注)⑫	第12回新株予約権	別紙3 (注)⑫
⑬	第13回新株予約権	別紙2 (注)⑬	第13回新株予約権	別紙3 (注)⑬
⑭	第14回新株予約権	別紙2 (注)⑭	第14回新株予約権	別紙3 (注)⑭
⑮	第15回新株予約権	別紙2 (注)⑮	第15回新株予約権	別紙3 (注)⑮

(注) 別添1「株式移転計画書(写)」の別紙2及び別紙3を指します。

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における日精樹脂工業の新株予約権者に対し、その所有する上表の①から⑯までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる共同持株会社の新株予約権2個を割り当てます。

かかる取扱いは、本株式移転の株式移転比率を前提として、割当対象新株予約権と実質的に同内容かつ同数の共同持株会社発行新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

4. 日精樹脂工業に関する事項（会社法施行規則第206条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

日精樹脂工業の2025年3月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(剰余金の配当)

日精樹脂工業は、2026年3月31日を基準日とする1株当たり21円の配当を行うことを予定しております。

(自己株式の消却)

日精樹脂工業は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第206条第4号）

(1) 株式取得（子会社化）に向けた基本合意書締結

当社は、2025年6月24日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である GM-Injection AG（本社：スイス ツーク州）を子会社化することを検討するため、株式取得に向けた基本合意書を締結することを決議いたしました。

(2) 剰余金の配当

当社は、2026年3月31日を基準日とする1株当たり17.5円の配当を行うことを予定しております。

(3) 自己株式の消却

当社は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。

以上

別添1 株式移転計画書（写）

株式移転計画書

日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂」という。）及び TOYO イノベックス株式会社（以下「TOYO」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条 （本株式移転）

日精樹脂及び TOYO は、本株式移転計画の定めるところに従い、本成立日（第8条に定義する。以下同じ。）において、共同して株式移転（以下「本株式移転」という。）を行い、日精樹脂及び TOYO の発行済株式の全部を新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）に取得させ、これにより日精樹脂及び TOYO は、それぞれ本持株会社の完全子会社となる。

第2条 （本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、GMS グループ株式会社とし、英文では GMS Group Co., Ltd. と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区丸の内2丁目5-2 三菱ビル8階とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、230,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条 （本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長CEOに選定予定）：依田 穂積
取締役（代表取締役社長COOに選定予定）：田畠 穎章

取締役：今井 昭彦

取締役：酒井 雅人

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

監査等委員：スティーヴン ブルース ムーア（社外取締役）

監査等委員：西田 治子（社外取締役）

監査等委員：佐和 周（社外取締役）

監査等委員：横澤 靖子（社外取締役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、日精樹脂及び TOYO の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における日精樹脂及び TOYO の株主に対し、それぞれその所有する日精樹脂及び TOYO の普通株式に代わり、①日精樹脂が基準時に発行している普通株式の数に 2 を乗じて得られる数、及び、②TOYO が基準時に発行している普通株式の数に 1.51 を乗じて得られる数の合計に相当する本持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における日精樹脂及び TOYO の株主に対して、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 日精樹脂の株主に対しては、その所有する日精樹脂の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式 2 株
 - (2) TOYO の株主に対しては、その所有する TOYO の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式 1.51 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処理する。

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑯までの第 1 欄に掲げる日精樹脂が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する日精樹脂の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数に 2 を乗じた数の、第 2 欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
① 第1回新株予約権	別紙2①	第1回新株予約権	別紙3①

②	第 2 回新株予約権	別紙 2②	第 2 回新株予約権	別紙 3②
③	第 3 回新株予約権	別紙 2③	第 3 回新株予約権	別紙 3③
④	第 4 回新株予約権	別紙 2④	第 4 回新株予約権	別紙 3④
⑤	第 5 回新株予約権	別紙 2⑤	第 5 回新株予約権	別紙 3⑤
⑥	第 6 回新株予約権	別紙 2⑥	第 6 回新株予約権	別紙 3⑥
⑦	第 7 回新株予約権	別紙 2⑦	第 7 回新株予約権	別紙 3⑦
⑧	第 8 回新株予約権	別紙 2⑧	第 8 回新株予約権	別紙 3⑧
⑨	第 9 回新株予約権	別紙 2⑨	第 9 回新株予約権	別紙 3⑨
⑩	第 10 回新株予約権	別紙 2⑩	第 10 回新株予約権	別紙 3⑩
⑪	第 11 回新株予約権	別紙 2⑪	第 11 回新株予約権	別紙 3⑪
⑫	第 12 回新株予約権	別紙 2⑫	第 12 回新株予約権	別紙 3⑫
⑬	第 13 回新株予約権	別紙 2⑬	第 13 回新株予約権	別紙 3⑬
⑭	第 14 回新株予約権	別紙 2⑭	第 14 回新株予約権	別紙 3⑭
⑮	第 15 回新株予約権	別紙 2⑮	第 15 回新株予約権	別紙 3⑮

2. 新株予約権の割当て

本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における日精樹脂の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①から⑯までの第 1 欄に掲げる新株予約権 1 個につき、それぞれ第 2 欄に掲げる本持株会社の新株予約権 2 個を割り当てる。

第 6 条 (本持株会社の資本金及び準備金の額)

本成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 300 百万円
- (2) 資本準備金の額 75 百万円
- (3) 利益準備金の額 0 円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第 7 条 (剰余金の配当等)

1. 日精樹脂は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、日精樹脂の普通株式 1 株あたり 21 円の限度において、剰余金の配当を行うことができる。
2. TOYO は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、TOYO の普通株式 1 株あたり 17.5 円の限度において、剰余金の配当を行うことができる。
3. 日精樹脂及び TOYO は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、本成立日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第8条 (本持株会社の成立日)

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本成立日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日精樹脂及びTOYOが協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第9条 (株式移転計画承認株主総会)

1. 日精樹脂及びTOYOは、それぞれ、2026年1月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、日精樹脂及びTOYOが協議の上、合意により前項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第10条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 日精樹脂及びTOYOは、本持株会社の発行する普通株式が本成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手続を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第11条 (自己株式の消却)

日精樹脂及びTOYOは、本成立日までに、それぞれ保有する自己株式（本株式移転に際して行使される株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する。

第12条 (事業の運営等)

1. 日精樹脂及びTOYOは、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条第3項に規定される子会社をいう。）をして善良なる管理者の注意をもってその業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 日精樹脂及びTOYOは、本株式移転計画の作成日から本成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、日精樹脂及びTOYOは、その取扱いについて誠実に協議する。

第 13 条 (本株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、第 9 条に定める日精樹脂若しくは TOYO の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第 14 条 (株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本株式移転計画の作成日から本成立日の前日までの間において、次のいずれかの事象が発生した場合には、日精樹脂及び TOYO は、合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は、本株式移転を中止することができる。

- (1) 日精樹脂又は TOYO の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生し、又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合
- (2) 本株式移転の実行の支障となる重大な事象が発生又は判明した場合
- (3) その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合

第 15 条 (協議事項)

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、日精樹脂及び TOYO が誠実に協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本株式移転計画の作成を証するため、本書 2 通を作成し、日精樹脂及び TOYO が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 11 月 14 日

日精樹脂：長野県埴科郡坂城町大字南条 2110 番地
日精樹脂工業株式会社
代表取締役社長 依田 穂積

TOYO：兵庫県明石市二見町福里字西之山 523 番の 1
TOYO イノベックス株式会社
代表取締役社長 田畠 祐章

GMS グループ株式会社
定款

G M S グループ株式会社
定款

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、GMS グループ株式会社と称し、英文では GMS Group Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 産業用機械その他一般機械器具及びこれらに関連する部品、装置、設備、システムの製造、販売、設計、修理
- (2) 金型及びこれに関連する機械、装置、システムの製造並びに販売
- (3) 合成樹脂製品の製造並びに販売
- (4) 金属及び金属製品の製造、加工並びに販売
- (5) ワイヤー及び車輌部品の製造、販売
- (6) 繊維及び化学製品の製造、加工並びに販売
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

2 当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、230,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(単元未満株主の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう当会社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り又は買増し、その他株式又は新株予約権に関する諸手続及び手数料等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める株式取扱規則によるものとする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集する。臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた順序により、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 前項により議長を務めるべき代表取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

別紙 1

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領及びその結果、並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた順序により、代表取締役会長又は代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 前項により議長を務めるべき代表取締役会長及び代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができると取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ

る。

2. 監査等委員会は、監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社

法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とし、当会社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

(配当金の除斥期間等)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 剰余金の配当には利息を付さないものとする。

附　　則

(最初の事業年度)

第 1 条 第 38 条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第 2 条 第 30 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定期株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額 300 百万円以内とする。

2. 第 30 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定期株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額 70 百万円以内とする。

3. 第 30 条の規定にかかわらず、本条第 1 項で定める報酬枠とは別枠で、当会社の成立の日から最初の定期株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対し支給する報酬等のうち、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 対象取締役に対し支給される金銭報酬債権の総額は、年間 100 百万円以内とする。
- (2) 対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、前号により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当会社の普通株式について発行又は処分を受ける。対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の

総数は 377,500 株以内（ただし、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とする。

- (3) 前号に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の 1 株当たりの払込金額は、前号の取締役会決議の日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本株式」という。）。

ア 謙渡制限期間

対象取締役は、本株式の割当てを受けた日（以下「本割当日」という。）から当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

イ 謙渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

ウ 無償取得事由

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任することが確定した場合等、本割当契約において定める一定の事由に該当した場合には、当会社は本株式の全部を無償で取得する。

エ 死亡、中途退任における取扱い

上記イの定めにかかわらず、対象取締役が本割当日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当会社の取締役及び当会社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当該期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除することとし、この場合において、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

オ 組織再編等における取扱い

上記ア及びイの定めにかかわらず、当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要しない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当日の属する年の定時株主総会の翌月から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することとし（ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。）、この場合において、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

カ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定めるものとする。

（譲渡制限等の承継）

第3条 TOY0 イノベックス株式会社の譲渡制限付株式報酬規程（リストリクテッド・ストック）（令和3年5月26日制定）に基づき TOY0 イノベックス株式会社からその取締役に対して交付された譲渡制限付株式について、当会社は、令和8年4月1日をもって、TOY0 イノベックス株式会社と各取締役との間の譲渡制限付株式割当契約における TOY0 イノベックス株式会社の契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

（本附則の削除）

第4条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

別紙 2 日精樹脂工業株式会社が発行している新株予約権

	①第 1 回新株予約権	②第 2 回新株予約権	③第 3 回新株予約権
決議年月日	2011 年 6 月 29 日	2012 年 6 月 28 日	2013 年 6 月 27 日
付与日	2011 年 7 月 15 日	2012 年 7 月 13 日	2013 年 7 月 12 日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2011 年 7 月 16 日～ 2046 年 7 月 15 日	2012 年 7 月 14 日～ 2047 年 7 月 13 日	2013 年 7 月 13 日～ 2048 年 7 月 12 日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

別紙 2

	④第4回新株予約権	⑤第5回新株予約権	⑥第6回新株予約権
決議年月日	2014年6月27日	2015年6月26日	2016年6月24日
付与日	2014年7月14日	2015年7月13日	2016年7月11日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2014年7月15日～ 2049年7月14日	2015年7月14日～ 2050年7月13日	2016年7月12日～ 2051年7月11日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

別紙 2

	⑦第 7 回新株予約権	⑧第 8 回新株予約権	⑨第 9 回新株予約権
決議年月日	2017 年 6 月 23 日	2018 年 6 月 27 日	2019 年 6 月 26 日
付与日	2017 年 7 月 10 日	2018 年 7 月 13 日	2019 年 7 月 12 日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2017 年 7 月 11 日～ 2052 年 7 月 10 日	2018 年 7 月 14 日～ 2053 年 7 月 13 日	2019 年 7 月 13 日～ 2054 年 7 月 12 日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

別紙 2

	⑩第 10 回新株予約権	⑪第 11 回新株予約権	⑫第 12 回新株予約権
決議年月日	2020 年 6 月 26 日	2021 年 6 月 25 日	2022 年 6 月 24 日
付与日	2020 年 7 月 13 日	2021 年 7 月 12 日	2022 年 7 月 11 日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2020 年 7 月 14 日～ 2055 年 7 月 13 日	2021 年 7 月 13 日～ 2056 年 7 月 12 日	2022 年 7 月 12 日～ 2057 年 7 月 11 日
新株予約権の目的 となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

別紙 2

	(13)第13回新株予約権	(14)第14回新株予約権	(15)第15回新株予約権
決議年月日	2023年6月23日	2024年6月26日	2025年6月26日
付与日	2023年7月10日	2024年7月16日	2025年7月14日
権利確定条件	日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2023年7月11日～ 2058年7月10日	2024年7月17日～ 2059年7月16日	2025年7月15日～ 2060年7月14日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数	(注) 1. (注) 2.		
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3.		
新株予約権の行使の条件	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、日精樹脂の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.		

(注)

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 普通株式100株
2. 新株予約権の目的となる株式の数

日精樹脂が、新株予約権の割当日後、日精樹脂の普通株式につき、株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が日精樹脂の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会終結の日の翌日以降これを適用する。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権行使の条件

①新株予約権者は、日精樹脂の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、日精樹脂が消滅会社となる合併契約承認の議案、日精樹脂が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、日精樹脂が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、日精樹脂の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、日精樹脂の取締役会決議、又は、会社法第 416 条第 4 項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から 30 日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、5 に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③その他の条件については、日精樹脂と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

日精樹脂が合併（日精樹脂が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ日精樹脂が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ日精樹脂が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる

日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下に同じ。) の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。

ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定められる新株予約権の行使期間の行使開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による

承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記 4 に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

日精樹脂は以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき日精樹脂の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、日精樹脂の取締役会決議又は、会社法第 416 条第 4 項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、日精樹脂の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 日精樹脂が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 日精樹脂が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 日精樹脂が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

二. 日精樹脂の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について日精樹脂の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について日精樹脂の承認を要すること又は当該種類の株式について日精樹脂が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

別紙 2

別紙 3 GMS グループ株式会社が発行する新株予約権

	①第 1 回新株予約権	②第 2 回新株予約権	③第 3 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又は本持株会社が直接又は間接に支配する会社（以下「グループ会社」という。）のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合は翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2046 年 7 月 15 日	2026 年 4 月 1 日～ 2047 年 7 月 13 日	2026 年 4 月 1 日～ 2048 年 7 月 12 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注 2)		
新株予約権の行使の条件	(注 3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)		

別紙 2

	④第 4 回新株予約権	⑤第 5 回新株予約権	⑥第 6 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2049 年 7 月 14 日	2026 年 4 月 1 日～ 2050 年 7 月 13 日	2026 年 4 月 1 日～ 2051 年 7 月 11 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注 2)		
新株予約権の行使の条件	(注 3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)		

別紙 2

	⑦第 7 回新株予約権	⑧第 8 回新株予約権	⑨第 9 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2052 年 7 月 10 日	2026 年 4 月 1 日～ 2053 年 7 月 13 日	2026 年 4 月 1 日～ 2054 年 7 月 12 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注 2)		
新株予約権の行使の条件	(注 3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)		

別紙 2

	⑩第 10 回新株予約権	⑪第 11 回新株予約権	⑫第 12 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2055 年 7 月 13 日	2026 年 4 月 1 日～ 2056 年 7 月 12 日	2026 年 4 月 1 日～ 2057 年 7 月 11 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注 2)		
新株予約権の行使の条件	(注 3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)		

	⑬第 13 回新株予約権	⑭第 14 回新株予約権	⑮第 15 回新株予約権
付与日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
権利確定条件	本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）		
対象勤務期間	対象期間は定めていない。		
権利行使期間	2026 年 4 月 1 日～ 2058 年 7 月 10 日	2026 年 4 月 1 日～ 2059 年 7 月 16 日	2026 年 4 月 1 日～ 2060 年 7 月 14 日
新株予約権の数	それぞれ対応する日精樹脂が発行する新株予約権の基準時における個数に 2 を乗じた数		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注 1）	新株予約権 1 個に対して普通株式 100 株		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注 2)		
新株予約権の行使の条件	(注 3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、本持株会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)		

(注)

1. 新株予約権の目的となる株式の数

本持株会社が、新株予約権の割当日後、本持株会社の普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が本持株会社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会終結の日の翌日以降これを適用する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本持株会社又はグループ会社のいずれにおいても取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、本持株会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は本持株会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から 30 日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

③その他の条件については、本持株会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

本持株会社が合併（本持株会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ本持株会社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ本持株会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と

いう。) の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定められる新株予約権の行使期間の行使開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

本持株会社は以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき本持株会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、本持株会社の取締役会決議がなされた場合）

は、本持株会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ. 本持株会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ. 本持株会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ. 本持株会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ. 本持株会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について
本持株会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得
について本持株会社の承認を要すること又は当該種類の株式について本持株会社が株
主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承
認の議案
5. 本持株会社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

別添2

日精樹脂工業株式会社

第69期の計算書類等の内容

事業報告

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界情勢は、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクの高まり等から資源エネルギー価格および原材料価格の高騰等に加え、期中後半より米国新政権発足に伴う大規模な関税の引き上げ方針をめぐる世界経済の悪化懸念の高まりから先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する射出成形機業界では、急激な円安による原材料価格の高騰および世界における設備投資需要の回復の遅れから厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、長期成長戦略として第70期（2026年3月期）を最終年度とする「フューチャーデザイン2026」の達成と第67期（2023年3月期）を初年度とする第四次中期経営計画を展開してまいりました。

事業拠点につきましては、本年1月にグローバル生産体制強化の一環として米国テキサス工場（NISSEI AMERICA INC.）における生産能力の増強を図るため工場の拡張工事を完了、稼働を開始いたしました。拡張した工場では、型締力3,000tクラスまでの射出成形機を生産することが可能となりました。今後、北米市場では、自動車産業や住設・建設資材向けを中心に超大型の射出成形機への需要が増加することが見込まれ、北米市場での拡販に繋げてまいります。

商品につきましては、業界トップクラスの低床化を実現したハイブリッド式堅型射出成形機TWXシリーズについて大型クラスTWX460RⅢ50BVを開発いたしました。同機は金属等を金型に入れて一体として射出成形するインサート成形に最適な成形機で自動車や電子部品等幅広い分野で用いられており国内4割の販売シェアを有し、国内成形機メーカーでは最大クラスの型締力となります。

セールス展開につきましては、お客様の課題解決型企業としてプラスチック総合展からプライベート展へ誘導することでお客様に満足を提供するプロモーションを展開いたしました。昨年1月に稼働を開始した中国・浙江省海塩県の生産子会社「日精塑料机械（海塩）有限公司」において昨年10月に開業式典を執り行うと同時にプライベート展を開催いたしました。中国太倉工場製の射出成形機を中心に6台を出展し、地元浙江省に多くの企業が集積している「化粧品」、「医療機器」、「自動車」の各業種向けのソリューション技術の実演を行った他、当社が業界内でいち早く取り組んできた、バイオプラスチックなどの環境対応素材の利用技術の提案も行いました。

また、当社は、グループの事業展開を支える人的資本の強化として、「人材の採用、確保、育成」「ダイバーシティの推進」「働き方改革、健康経営の実践」を柱として人事戦略を進めています。人材の採用、確保、育成としては、様々な国籍、技術、資格、経験を持った人材の確保のため米国マサチューセッツ州ボストン市で開催されるボストンキャリアフォーラムに参加し、海外教育機関

で履修者を採用し、多様な人材の確保を進めました。ダイバーシティの推進としては、2026 年 3 月期に女性管理職 8 %以上、女性従業員比率 20%以上、労働者全体における男女間賃金差異 75% 以上を目標に取り組みを進め、今期においては、海外現地法人の財務担当者を対象に経理業務を進める上での問題点の共有化、本社経営陣とのコミュニケーションを図り、最新の市場動向や技術知識を身に付けるリスクリソースの機会として本社において研修会を開催いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比 0.9%増の 474 億 9 千 3 百万円となりました。このうち、国内売上高は 124 億 6 千 5 百万円、海外売上高は 350 億 2 千 7 百万円となり、海外売上比率は 73.8%(前期実績は 72.0%)となりました。

利益面におきましては、営業利益は 4 億 4 千 2 百万円(前期比 37.3%減)、経常利益は 3 億 4 千 3 百万円(同 6.9%増)となりました。

このほか NEGRI BOSSI S.P.A. の特別退職金として 5 億 1 千 6 百万円を計上したことから親会社株主に帰属する当期純利益は、7 千 6 百万円(前期比 115.2%増)となりました。

なお、製品別の売上状況は、次のとおりであります。

[射出成形機]

主力である射出成形機につきましては、売上高は 345 億 6 千 3 百万円(前期比 1.6%増)となりました。

[周辺機器・部品・金型等]

周辺機器の売上高は 22 億 6 百万円(前期比 8.6%減)、部品の売上高は、91 億 7 千 3 百万円(同 7.0%増)、金型等の売上高は、15 億 4 千 9 百万円(同 25.4%減)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資総額は 22 億 3 千 8 百万円であり、その主な内訳は、日精塑機械(海塩)有限公司の工場建設費用 10 億 4 百万円および米国工場の増築工事費用 6 億 8 百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に主として、中国、アメリカ等での設備投資等を目的に金融機関より 10 億円の資金調達を実施しております。

4. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

第69期（2025年3月期）におきましては、当社が下請法の適用対象となるお取引先様に対して木型等の一部を無償で保管させていた行為、並びに、当社製品に使用する部品の仕入れに係る委託取引において受発注数の認識に齟齬がある中で給付内容を減少させるに至った事案が下請法に抵触するとして公正取引委員会から勧告を受けました。この対応として社内管理体制を強化し、注文書の交付の徹底と適正な記載事項の確保、支払条件・価格交渉プロセスの適正化等の対応を確実に実施し、法令遵守、および取引の健全化を図り、公正な事業運営の確立を徹底いたします。

また、当社の連結決算業務において、外貨建取引の為替レート適用および海外連結子会社との債権・債務の消込処理に関し内部統制の不備が確認され決算開示に相当の時間を要しました。これら財務報告に係る重要な不備を是正するために、為替レート適用ルールの統一、財務処理の適正化、モニタリング体制の強化により誤謬の早期発見、外貨取引処理の自動化等の再発防止策を実施し、適切な内部統制の整備及び運用を図り財務報告の正確性向上とガバナンス強化を図ってまいります。

営業関連につきましては、第四次中期経営計画の最終年度として脱炭素社会の形成と資源循環システムの構築に貢献し、長期目標の「フューチャーデザイン 2026」の達成に向けた総仕上げを行うことを目標に事業を推し進めました。販売実績は68期と比較し微増ではありましたがニッチな分野である金属成形や半導体設備関連からの需要が増加いたしました。また当社技術の訴求ポイントである「低圧成形法」を軸に省エネ・省スペースを体現し、成形のダウンサイジングを展開した結果、日本国内での大型機のシェアが10%まで増加したこと等があります。

今年度は第五次中期経営計画の初年度であり「本3カ年は当社グループとお客様をDXで繋ぐ基盤となるプラットフォームを創出する」として以下の5項目に取り組んでまいります。

1点目が、成形現場の「成形条件は自分で設定すべき」という固定概念を拭い去り日常的なルーチンである成形条件設定をDXにより自動化することで人手不足の軽減と時短を実現し、煩わしさの少ない成形加工業の新しい姿を提唱してまいります。

2点目は、地域別施策および地政学リスクへ対応として、米国工場での超大型機の生産から米国内のシェアアップを図り、中国においては中国生産機をもって自動車、医療分野への参入を図ります。また新たにインド工場を設立することでBOP (Base of the Pyramid) 向けの電動射出成形機の生産・販売を推進し、SDGsの達成を目指します。欧州においては欧州需要の50%を占めるドイツ市場に参入し欧州におけるシェアアップを目指します。

3点目は、サステナビリティへの貢献としてバイオマスプラスチックであるPLA（ポリ乳酸）と間伐材の混合材料の成形システムに続き、独自のPLA射出成形テクノロジーに磨きをかける等、循環型ビジネスの確立に寄与してまいります。

4 点目は、人的資本の強化を進めてまいります。労働人口の減少に伴う採用難を背景に、多様な価値観とバックグラウンドを持つ人材の確保、育成とデジタル領域に精通した人材の確保強化に努めるとともに組織の活力となる多様性を重視した人材育成、活用を進めてまいります。

5 点目は、資本コストと株価を意識した経営と株主還元として、株式市場における当社評価の分析から現状課題を認識し、成長期待値の醸成と経営の効率化を進め、収益の改善に向けた戦略を進め、企業価値の向上から株主還元に繋げてまいります。

今後におきましては当社の経営理念である「世界の日精 プラスチックをとおして人間社会を豊かにする」を実現するために、プラスチック産業として地球環境保全に一段と積極的に取組み、業界の価値向上に努めてまいる所存でありますので、株主の皆様には一層のご支援とご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

※1 BOP は低所得層のことと、世界の人口の過半数を占める 40 億人のことを示す。

第 70 期連結通期業績予想値

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	一株当たり当期純利益
第 70 期 2026 年 3 月期	44,200	1,000	900	550	28.59

6. その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025 年 3 月期（第 69 期）の決算業務の実施過程において、為替レートの適用相違により、連結グループ内の取引により取得した棚卸資産に含まれる未実現利益の消去金額の誤謬、並びに、一部の海外連結子会社に対する当社の前渡金・未収入金・買掛金及び売上原価の誤謬が判明いたしました。

当社は、これらの誤謬の修正のため、過年度の決算を訂正するとともに、2023 年 3 月期（第 67 期）及び 2024 年 3 月期（第 68 期）の有価証券報告書、2023 年 3 月期（第 67 期）第 1 四半期から 2024 年 3 月期（第 68 期）第 3 四半期までの各四半期報告書、並びに 2025 年 3 月期（第 69 期）の半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

7. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 期 別	第 66 期 2022 年 3 月期	第 67 期 2023 年 3 月期	第 68 期 2024 年 3 月期	第 69 期 (当連結会計年 度) 2025 年 3 月期
売 上 高 (百万円)	48,731	52,205	47,068	47,493
経 常 利 益 (百万円)	2,940	2,995	321	343
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	2,680	2,225	△502	76
一株当たり当期純利益 又は 一株当たり当期純損失 (△)(円)	137.43	114.13	△26.16	3.98
純 資 産 (百万円)	36,938	40,053	39,789	41,869
総 資 産 (百万円)	68,852	78,035	83,608	86,479

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分 期 別	第 66 期 2022 年 3 月期	第 67 期 2023 年 3 月期	第 68 期 2024 年 3 月期	第 69 期 (当事業年度) 2025 年 3 月期
売 上 高 (百万円)	36,452	37,068	32,363	34,970
経 常 利 益 (百万円)	2,656	3,829	855	699
当 期 純 利 益 (百万円)	1,844	2,914	916	969
一株当たり当期純利益 (円)	94.58	149.45	47.67	50.53
純 資 産 (百万円)	30,890	33,359	33,381	33,425
総 資 産 (百万円)	55,394	65,119	76,606	76,270

(注) 2025 年 3 月期(第 69 期)の決算業務の実施過程において、過年度における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。2023 年 3 月期(第 67 期)および 2024 年 3 月期(第 68 期)における数値は、過年度修正を反映した数値であります。

8. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
NISSEI AMERICA, INC.	US\$ 82,578,036	100%	当社製品の製造ならびに販売およびサービス
日精樹脂工業科技（太倉）有限公司	180 百万円	100%	中国における当社製品の販売およびサービス
日精塑料机械（太倉）有限公司	1,590 百万円	100%	当社製品の製造
日精塑料机械（海鹽）有限公司	4,315 百万円	100%	当社製品の製造
NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	THB280,000,000	100%	当社製品の製造
日精ホンママシナリー株式会社	257 百万円	100%	当社製品の製造および金属加工機械の製造販売
NEGRI BOSSI S.P.A.	€15,974,974	99.99%	射出成形機およびロボット機器の製造ならびに販売およびサービス

(2) その他の子会社

株式会社日精テクニカ
 日精メタルワークス株式会社
 NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.
 太倉滻田金属製品有限公司
 上海尼思塑胶机械有限公司
 NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.
 台湾日精股份有限公司
 NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC.
 NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD.
 NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.
 NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.
 PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA
 NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.
 NISSEI EUROPE, s. r. o.
 ROBOLINE S. R. L.
 NEGRI BOSSI S. A. U.
 NEGRI BOSSI LTD.
 NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.
 NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.
 NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.
 NBMX S. A. DE C. V.

9. 主な事業内容

当社グループは、主として射出成形機・周辺機器・部品・金型等の製造および販売を行っております。

10. 企業集団の主要な拠点

(1) 当社

本社 及び 本社 工 場	長野県埴科郡坂城町
営 業 所	東北（福島市） 東関東（さいたま市） 西関東（相模原市） 東海（小牧市） 長野（長野県埴科郡坂城町） 北陸（富山市） 大阪（松原市） 中国（加西市） 広島（広島市） 九州（福岡市）
出 張 所	国内 9ヶ所
テクニカルセンター	本社テクニカルセンター（長野県埴科郡坂城町） 西日本テクニカルセンター（兵庫県明石市）
営 業 推 進 部	東京都千代田区
支 店	韓国 シンガポール

(2) 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社日精テクニカ	本社	長野県埴科郡坂城町
日精メタルワークス株式会社	本社	新潟県上越市
日精ホンママシナリー株式会社	本社	兵庫県明石市
NISSEI AMERICA, INC.	本社	米国 テキサス州 サンアントニオ
NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.	本社	メキシコ メキシコシティ
日精塑料机械（太倉）有限公司	本社	中華人民共和国 太倉
日精樹脂工業科技（太倉）有限公司	本社	中華人民共和国 太倉
太倉滻田金属製品有限公司	本社	中華人民共和国 太倉
日精塑料机械（海鹽）有限公司	本社	中華人民共和国 海鹽
上海尼思塑胶机械有限公司	本社	中華人民共和国 上海
NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.	本社	中華人民共和国 香港
台湾日精股份有限公司	本社	台湾 台北
NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC.	本社	フィリピン ラグナ州
NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD.	本社	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン
NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.	本社	タイ バンコク
NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	本社	タイ ラヨーン県
NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア クアラルンプール
PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA	本社	インドネシア ジャカルタ
NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.	本社	インド グルガオン
NISSEI EUROPE, s. r. o.	本社	スロバキア ブラチスラバ
NEGRI BOSSI S.P.A.	本社	イタリア ミラノ
ROBOLINE S.R.L.	本社	イタリア ミラノ
NEGRI BOSSI S.A.U.	本社	スペイン バルセロナ
NEGRI BOSSI LTD.	本社	イギリス ウォリックシャー
NEGRI BOSSI FRANCE S.A.S.	本社	フランス オーヴェルニュ=ロー=アルプ
NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.	本社	インド アメーダバード
NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.	本社	米国 デラウェア州 ニューキヤッスル
NBMX S.A. DE C.V.	本社	メキシコ メキシコシティ

11. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,268名	86名減

(注) 当社グループは射出成形機事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
466名	5名減	46.4歳	19.2年

(注) 派遣社員・嘱託・パート 120名(前期末 86名)は、含んでおりません。

12. 主要な借入先、借入額

(単位:百万円)

主要な借入先	借入金残高
株式会社八十二銀行	7,436
株式会社三井住友銀行	2,399
株式会社三菱UFJ銀行	1,575

13. その他企業集団の現況における重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 54,000,000 株

2. 発行済株式の総数 19,236,345 株 (自己株式 3,035,655 株を除く。)

3. 当事業年度末の株主数 17,894 名

4. 大株主（上位 10 名）及びその持株数

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社アオキエーシェンシー	1,889	9.8
清原達郎	1,585	8.2
日精樹脂工業取引先持株会	1,558	8.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,531	8.0
株式会社八十二銀行	949	4.9
依田穂積	638	3.3
前田陽太	410	2.1
三菱UFJ信託銀行株式会社	346	1.8
八十二キヤピタル株式会社	340	1.8
日精樹脂工業株式会社従業員持株会	290	1.5

(注) 持株比率は自己株式(3,035,655 株)を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	新株予約権等の内容	新株予約権等を有する者的人数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	<p>(1) 名称 第1回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 60,100 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2011年7月16日から2046年7月15日まで</p> <p>(4) 権利行使価額(1株あたり) 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第2回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 49,100 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2012年7月14日から2047年7月13日まで</p> <p>(4) 権利行使価額(1株あたり) 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第3回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 17,600 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2013年7月13日から2048年7月12日まで</p> <p>(4) 権利行使価額(1株あたり) 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1人

<p>取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)</p>	<p>(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 38,100 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2014年7月15日から2049年7月14日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 19,000 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2015年7月14日から2050年7月13日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 43,700 株 (3) 新株予約権の権利行使期間 2016年7月12日から2051年7月11日まで (4) 権利行使価額(1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>1人</p>
-----------------------------------	---	-----------

	<p>(1) 名称 第7回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 27,600 株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 2017年7月11日から2052年7月10日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1人
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	<p>(1) 名称 第8回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 23,100 株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 2018年7月14日から2053年7月13日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	
	<p>(1) 名称 第9回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 37,100 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2019年7月13日から2054年7月12日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2人
	<p>(1) 名称 第10回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 34,900 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2020年7月14日から2055年7月13日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる</p>	

	場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	<p>(1) 名称 第 11 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 26,600 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2021 年 7 月 13 日から 2056 年 7 月 12 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内 (10 日目が休日にあたる場合には翌営業日) に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2 人
	<p>(1) 名称 第 12 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 39,600 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2022 年 7 月 12 日から 2057 年 7 月 11 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内 (10 日目が休日にあたる場合には翌営業日) に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	3 人
	<p>(1) 名称 第 13 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 44,000 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2023 年 7 月 11 日から 2058 年 7 月 10 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内 (10 日目が休日にあたる場合には翌営業日) に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	4 人
	<p>(1) 名称 第 14 回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 34,900 株</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使期間 2024 年 7 月 17 日から 2059 年 7 月 16 日まで</p> <p>(4) 権利行使価額 (1 株あたり) 1 円</p>	6 人

	(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	
社外取締役	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	依田穂積	NEGRI BOSSI S.P.A. 会長 NISSEI AMERICA, INC. 会長
常務取締役	小林孝浩	生産本部・品質保証部・安全保障貿易管理担当 日精メタルワークス株式会社 代表取締役会長 日精ホンママシナリー株式会社 代表取締役会長 日精塑料机械(太倉)有限公司 董事長 NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 会長 日精塑料机械(海塩)有限公司 董事長 太倉滝田金属製品有限公司 董事長
取締役	堀内一義	財務部・海外現地法人担当
取営業本部長	桜田喜久男	NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD. 董事長 台湾日精股份有限公司 董事長 NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V. 社長 NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD. 会長 上海尼思塑胶机械有限公司 董事長 NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD. 会長 NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD. 会長 NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC. 社長 PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA 会長 日精樹脂工業科技(太倉)有限公司 董事長 NISSEI EUROPE, s. r. o. 会長
取締役	今井昭彦	内部監査室・経営企画部・人事部・総務部・コンプライアンス・リスク管理担当 株式会社日精テクニカ 代表取締役会長
取締役技術本部長	駒村勇	
取締役	平洋輔	平洋輔税理士事務所 所長
取締役	スティーヴン・ブルース・ムーア	MLT ANALYTICS社 CEO
取締役 (常勤監査等委員)	半田芳直	
取締役 (監査等委員)	成澤一之	
取締役 (監査等委員)	西田治子	オフィス・フロネシス 代表 一般社団法人Women Help Women 代表理事

- (注) 1. 取締役平洋輔氏、取締役スティーヴン・ブルース・ムーア氏、取締役(監査等委員)成澤一之氏および取締役(監査等委員)西田治子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)半田芳直氏は、当社の内部監査室長および監査役室長を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・

監督機能を強化するために半田芳直氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役平洋輔氏は、平洋輔税理士事務所の所長であります。なお、当社と平洋輔税理士事務所との間には特別な関係はありません。
4. 取締役スティーヴン ブルース ムーア氏は、MLT ANALYTICS 社の CEO であります。なお、当社と MLT ANALYTICS 社との間には特別な関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）西田治子氏は、オフィス・フロネシスの代表および一般社団法人 Women Help Women の代表理事であります。なお、当社とオフィス・フロネシスおよび一般社団法人 Women Help Women との間に特別な関係はございません。
6. 取締役候補者等の指名においては、社内取締役 3 名および社外取締役 4 名で構成する指名委員会において社内で定める取締役候補者選任基準を基に、能力、見識、専門知識等を総合的に判断の上で選考し、取締役会において候補者を選任しております。
7. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、故意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

2. 取締役の報酬等

（1）取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021 年 2 月 25 日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためにインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績運動報酬ならびに非金銭報酬（ストック・オプション）により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑みて基本報酬のみを支払うこととしております。

②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（役位報酬）は、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」および日本取締役協会の「経営者報酬のガイドライン」等を参考に算定を行っております。社外取締役は、役員報酬規程に基づき算出する固定報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬については年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

③業績運動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方法（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針含む）

1. 業績運動報酬

業績運動報酬については、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、ROE、配当性向等の各項目における開示値および前年同期との増減比較率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢、結果から報酬委員会に協議された定性的評価基準に基づき作成しております。

業績運動報酬については、年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

2. ストック・オプション報酬

ストック・オプション報酬については、取締役新株予約権支給規則の定めに基づき、役位別に定めるストック・オプション報酬額を当該新株予約権 1 個当たりの公正価額で除した数を割り当てております。公正価額の算出はブラック・ショールズ・モデルを用いております。

ストック・オプションについては、内規で定める取締役新株予約権支給規則に基づき、毎年7月に1年分を付与しております。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、報酬委員会の答申内容を最大限尊重して当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容を踏まえて決定を行います。

ストック・オプション報酬につきましては、報酬委員会からの答申を踏まえて取締役会で取締役個人の割当数を決議することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

（2）取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月24日開催の第66期定時株主総会において、年額320百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し年額70百万円以内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てる旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は2022年6月24日開催の第66期定時株主総会において年額50百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名であります。

（3）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長依田穂積が取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。委任する権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、諮問機関である報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち、社外取締役)	214 (9)	164 (9)	20 (-)	30 (-)	11 (2)
取締役（監査等委員） (うち、社外取締役)	28 (9)	28 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち、社外役員)	243 (19)	192 (19)	20 (-)	30 (-)	14 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の該当者はおりません。
2. 業績連動報酬は、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益等の各項目における開示および前期との増減比率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢結果から報酬委員会にて協議された定性的評価基準に基づき作成しております。なお、当連結会計年度を含む連結売上高、連結経常利益の推移は「I 6. 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、これらを業績指標として選定した理由は、当社の業績全体を俯瞰するために適していると判断したためであります。
3. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員である取締役および社外取締役除く。）に対してストック・オプションとして新株予約権を交付しております。当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は「(1) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」および「III会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
4. 当事業年度末の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数と相違しておりますのは、2024年6月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務 の概要
取 締 役	平 洋 輔	8年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に税務及び会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	スティーヴン ブルース ムーア	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に、グローバルな視点でのプラスチック産業全般に関する知見から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	成 澤 一 之	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全て出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に、経営管理全般に関する豊富な経験および高い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会 20 回全てに出席し、当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等委員)	西 田 治 子	2年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 20 回全てに出席し、独立性の高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に企業経営、ガバナンスに関する豊富な経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会 20 回

			<p>全てに出席し、当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
--	--	--	--

- (注) 1. 取締役（監査等委員）成澤一之氏および取締役（監査等委員）西田治子氏の社外役員としての在任期間は、社外取締役および社外監査役としての在任期間を通算すると、成澤一之氏が13年9ヶ月、西田治子氏が4年9ヶ月となります。
2. 取締役平洋輔氏、取締役スティーヴン ブルース ムーア氏、取締役（監査等委員）成澤一之氏、取締役（監査等委員）西田治子氏は、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
4. 在任期間は2025年3月31日を基準日として記載しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

かなで監査法人

2. 報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	かなで監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の会計監査の職務執行状況および当事業年度の監査時間ならびに報酬見積りの算出根拠等について適切で妥当性があるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるNISSEI AMERICA, INC. 日精樹脂工業科技（太倉）有限公司NEGRI BOSSI S.P.A.は、当社の会計監査人以外の会計監査人による監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した

旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制として次の通り決議しております。

1. 取締役、使用人に職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社は「プラスチックをとおして、人間社会を豊かにする」の経営理念に基づいた「日精樹脂工業行動憲章」に基づき法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (2) 取締役会は「コンプライアンス規程」を定め、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を徹底し、当社及びグループ会社に勤務するすべての者がこれを遵守する。
- (3) 取締役会は、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止と社内通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 取締役会は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携を取りながら反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備し、当社及びグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令等の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切な保存管理を行う。
- (2) 諸規程の適正な運用を図ると共にその保存媒体に応じ適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて体制の見直しを図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程に基づき、会社のリスクの把握及び管理を行う。
- (2) 各部門を管掌する取締役は担当職務に内在するリスクを把握、分析評価を行い適切な対策を実施する。
- (3) 不測の事態及び災害、システム障害等への対応として、社内規程等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及び各マニュアル等の着実な運用を図ると共に想定される様々な災害等のリスクによる損害を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会は取締役会規程に基づき原則月1回開催し、必要に応じて隨時開催する。当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において決議を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程等に基づき業務所管部署の責任と権限を定め、適正な体制を確立する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な職務執行体制を維持する。
- (3) 取締役会の実効性の評価を行い、透明性の高い経営体制を維持する。

5. 当社並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 連結子会社を中心とするグループ会社全てにおける企業集団として業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び海外グループ会社管理規程を定め、経営管理体制を統制する。
- (2) 多様化する業務の適正を確保するため、連結子会社等の取締役及び使用人は、規程等に基づいたグループ会社の経営上の重要な事項に関しては、当社への協議及び報告を通じて連結子会社等の経営管理を行う。
- (3) 当社及び連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

6. 監査等委員会の監査環境に関する体制

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて監査等委員会室を設置しスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員を除く取締役と監査等委員会が意見交換する。
- (2) 当該使用人の監査等委員を除く取締役からの独立性に関する事項
指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、監査等委員を除く取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (3) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に対して報告すべき事項及び方法については法令及び規程に準ずるものとし、その他は取締役会と監査等委員会との協議により決定する。前記に係らず監査等委員会は必要に応じて監査等委員を除く取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。
- (4) 監査等委員会に報告した監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内通報制度において監査等委員会に報告する体制及び規程を整備する。
- (5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われる 것을을確保するための体制
監査等委員会は、監査上の重要事項につき代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題につき意見交換を行う。また会計監査人と定期的に会合を持ち、意見、情報交換を行うなどの連携を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。
当社グループは、取締役会において決議された内部統制体制の整備に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社において内部統制システムを整備し、運用しております。

期初においては、経営説明会を使用人に対して実施し、経営方針、経営課題等の説明を行い、認識の統一化を図っております。期中においては四半期毎に経営説明会を実施して進捗状況を使用人に説明するほか、代表取締役等の役付取締役による各部門のヒアリングを適宜実施し、進捗状況の確認及び適切な業務運営の体制を確保しております。また、取締役会の実効性を確保するため取締役（監査等委員である取締役及び社外役員含む）に対してアンケート調査を実施して取締役会の実効性の評価・改善を行い、経営の透明性、健全性を確保しております。

取締役及び使用人を対象に、年4回のコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。さらに内部監査部門において、業務が適正に行われているか等の業務監査を部門毎に実施し、取締役会に報告する体制を整備しております。

また、リスク管理体制においては当社グループとして年1回BCP訓練を実施し、その訓練結果からBCPマニュアルを改訂し実効性を高めております。海外子会社においても各国におけるリスクを洗い出し、リスクに応じた対応策を講じております。

当社の子会社に対しては、当社による経営管理を一本化した運営を行い、経営状況、マーケット分析のほか各国の税制、法令の把握等に努め、現地法人の管理体制の強化に努めております。また定期的に当社の監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門が監査を行い、内部統制の有効性評価を通じて改善に努めております。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

以上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,491	流動負債	31,362
現金及び預金	6,750	支払手形及び買掛金	7,026
受取手形、売掛金及び契約資産	7,062	短期借入金	17,166
電子記録債権	1,201	1年内返済予定の長期借入金	2,936
商品及び製品	23,350	リース債務	196
仕掛品	6,506	未払法人税等	229
原材料及び貯蔵品	11,657	賞与引当金	100
未収入金	2,900	製品保証引当金	112
未収還付法人税等	182	その他の	3,593
その他の	1,183		
貸倒引当金	△303		
固定資産	25,988	固定負債	13,220
有形固定資産	20,536	長期借入金	9,885
建物及び構築物	8,140	長期未払金	95
機械装置及び運搬具	3,305	リース債務	334
工具、器具及び備品	249	繰延税金負債	23
土地	4,909	退職給付に係る負債	2,820
リース資産	484	その他の	62
建設仮勘定	3,446		
		負債合計	44,583
無形固定資産	452	(純資産の部)	
リース資産	3	株主資本	34,593
その他の	448	資本剰余金	5,362
		資本剰余金	5,325
投資その他の資産	4,999	利益剰余金	25,810
投資有価証券	2,181	自己株式	△1,906
繰延税金資産	2,181		
退職給付に係る資産	31	その他の包括利益累計額	7,084
その他の	606	その他有価証券評価差額金	779
貸倒引当金	△1	為替換算調整勘定	6,336
		退職給付に係る調整累計額	△32
		新株予約権	217
		非支配株主持分	1
		純資産合計	41,896
資産合計	86,479	負債及び純資産合計	86,479

連結損益計算書

〔自 2024年4月1日
至 2025年3月31日〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高 売 上 原 價 売 上 総 利 益 販売費及び一般管理費		47,493 33,843 13,650 13,208
営 業 利 益		442
営 業 外 収 益 受取利息及び配当金 仕入割引 受取賃料 受取手数料 売電収入 助成金収入 その他	206 21 27 16 22 69 165	529
営 業 外 費 用 支払利息 為替差損 売電費用 その他	262 337 6 22	628
経 常 利 益		343
特 別 利 益 投資有価証券売却益	436	436
特 別 損 失 特別退職金	516	516
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		263
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	545 △358	187
当 期 純 利 益		76
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		76

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

(単位 : 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,362	5,307	26,892	△2,030	35,532
誤謬の訂正による累積的影響額			△488		△488
遡及処理後当期首残高	5,362	5,307	26,403	△2,030	35,043
当期変動額					
剰余金の配当			△669		△669
親会社株主に帰属する当期純利益			76		76
自己株式の処分		17		124	142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	17	△592	124	△450
当期末残高	5,362	5,325	25,810	△1,906	34,593

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,066	3,358	△9	4,414	330	1	40,278
誤謬の訂正による累積的影響額							△488
遡及処理後当期首残高	1,066	3,358	△9	4,414	330	1	39,789
当期変動額							
剰余金の配当							△669
親会社株主に帰属する当期純利益							76
自己株式の処分							142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△286	2,978	△22	2,669	△112	0	2,557
当期変動額合計	△286	2,978	△22	2,669	△112	0	2,106
当期末残高	779	6,336	△32	7,084	217	1	41,896

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23 社

NISSEI AMERICA, INC.

NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.

NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.

NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.

NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.

NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.

台灣日精股份有限公司

上海尼思塑胶机械有限公司

日精塑料机械（太倉）有限公司

株式会社日精テクニカ

日精メタルワークス株式会社

日精樹脂工業科技（太倉）有限公司

日精ホンママシナリー株式会社

NEGRI BOSSI S. P. A.

ROBOLINE S. R. L.

NEGRI BOSSI LTD.

NEGRI BOSSI S. A. U.

NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.

NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.

NBMX S. A. DE C. V.

NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.

日精塑料机械（海鹽）有限公司

太倉滻田金属製品有限公司

非連結子会社の数 5 社

NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD.

NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.

NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC.

PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA

NISSEI EUROPE, s. r. o.

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも小規模であり連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社

該当事項はありません。

持分法非適用会社

非連結子会社に対する投資については、当期純損益及び利益剰余金等に関するいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法を適用しておりません。

4. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

NISSEI AMERICA, INC.

NISSEI MEXICO, S. A. DE C. V.

上海尼思塑胶机械有限公司

日精塑料机械(太倉)有限公司

NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.

日精樹脂工業科技（太倉）有限公司

NEGRI BOSSI S. P. A.

ROBOLINE S. R. L.

NEGRI BOSSI LTD.

NEGRI BOSSI S. A. U.

NEGRI BOSSI FRANCE S. A. S.

NEGRI BOSSI NORTH AMERICA, INC.

NBMX S. A. DE C. V.

日精塑料机械（海鹽）有限公司

太倉滝田金属製品有限公司

決算日 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | | |
|------------------|-------------------|---|
| ・市場価格のない株式等以外のもの | … 時価法 | (評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・市場価格のない株式等 | …………… 移動平均法による原価法 | |

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ① 製品、仕掛品 ……………… 個別法
- ② 製品のうち営業部品、原材料 … 移動平均法又は先入先出法
- ③ 貯蔵品 ……………… 最終仕入原価法
- ④ 商品 ……………… 先入先出法

(4) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く) ……………… 定率法

当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し、在外連結子会社は主として所在地国の会計基準の規程に基づく定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

・自社利用のソフトウェア … 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額

法

・その他の無形固定資産 ……………… 定額法

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個々の債権回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

連結子会社については、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上し

ております。

③ 製品保証引当金

製品のアフターサービス費の支払に備えるため、当社グループ所定の基準（過去の実績割合）により、所要見積額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、一部の在外連結子会社においては給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、射出成形機、部品及びその他の製造・販売をしております。

当社グループでは、これらの製品等の販売取引について、国内における部品の販売取引を除き、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、一時点で製品等の支配の移転が行われる取引については、顧客への製品等の到着時、検収時や貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。また、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、作業の進捗に伴う原価の発生に応じて、顧客仕様の製品等が完成に近づき、最終的に顧客による使用が可能な状態に至るため、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識しております。

一方で、国内における部品の販売取引については、その出荷から支配移転までの期間が国内で出荷及び配送に通常要する日数に照らして合理的な期間に留まる状況にあるため、代替的な取扱いとして顧客への部品の出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足後、概ね12か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素を含んだ取引はありません。また、一部の顧客との契約において、収益は約束された対価から値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。

(8) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金利収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の欠損金および税額控除のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性の高い場合に限り認識しております。事業計画等により、将来的な発生が予測される課税所得の額及びその発生時期を見積り、その発生の可能性を見積っております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,181 百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 26 号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して判断し繰延税金資産を計上しています。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループの将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としております。そこで主要な仮定は、主に販売数量及び販売価格の市況推移の見込みです。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの仮定は将来の不確実性を伴うため、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類について重要な影響を与えるおそれがあります。

2. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 864 百万円

上記の金額は、履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識した

契約の内、当連結会計年度末時点で完全な履行義務を充足していない契約を対象として記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定することにより収益を認識しております。なお、当該進捗度を合理的に測定することができない場合は、発生原価の範囲で収益を認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に向けての進捗度測定による収益認識の主要な仮定は、総原価の見積りであります。総原価の見積りにおいては、顧客からの要求による仕様を元に算定しておりますが、受注後の状況の変化に応じ、適時に見積りの見直しを実施しております。

④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

総原価の見積りは、顧客からの要求による仕様の個別性が強く、一定の仮定に基づいております。そのため、総原価の見積りと実績の乖離が発生した場合は、総原価の見積りの見直しに伴う進捗度の変動により、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に

影響を与える可能性があります。

誤謬の訂正に関する注記

当社は、2025年3月期（第69期）の決算業務の実施過程において、為替レートの適用相違により、連結グループ内の取引により取得した棚卸資産に含まれる未実現利益の消去金額の誤謬、並びに、一部の海外連結子会社に対する当社の前渡金・未収入金・買掛金及び売上原価の誤謬が判明しました。これを受け、当社は当連結会計年度に誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、連結株主資本等変動計算書における純資産の期首残高は488百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	20,997 百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
土 地	1,692 百万円
建物及び構築物	297 百万円
(2) 担保に係る債務	
一年内返済長期借入金	528 百万円
長期借入金	71 百万円
3. 受取手形、売掛金及び契約資産	
受 取 手 形	215 百万円
売 掛 金	5,928 百万円
契 約 資 産	907 百万円
4. 流動負債その他に含まれる契約負債	
契 約 負 債	298 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 特別退職金	516 百万円
NEGRI BOSSI S.P.A. の事業再編に伴う特別退職金であります。	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 22,272,000 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	380	20.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日
2024 年 11 月 8 日 取締役会	普通株式	288	15.00	2024 年 9 月 30 日	2024 年 12 月 3 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	384 百万円
1 株当たりの配当額	20.00 円
基準日	2025 年 3 月 31 日
効力発生日	2025 年 6 月 27 日
配当の原資	繰越利益剰余金

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日に当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 296,600 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金及びリース債務は運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、リース債務は一部の在外連結子会社について「リース」（IFRS 第 16 号）を適用したものを含んでおります。

デリバティブ取引は、営業債権及び営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、売掛債権について、各販売部門において定期的に取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成し、手許流動性について支払及び改修資金の状況を考慮し、一定の水準を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1)投資有価証券 (*2)	1,493	1,493	—
(2)長期借入金 (*3) (1年内返済予定を含む)	(12,821)	(12,844)	22
(3)デリバティブ (*4)	—	—	—

(注) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

*1 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

*2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	687

*3 長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含めて表示しております。

*4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,459	—	—	1,459
その他	35	—	—	35
デリバティブ	—	—	—	—

(注) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスク回避を目的としており、時価は取引金融機関から提示された価格によっていることから、その時価をレベル2に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価(*)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(12,844)	—	(12,844)

(注) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、一時点での製品等の支配の移転が行われる取引（射出成形機、部品及びその他の製造・販売）と一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引（射出成形機及びその他の製造・販売）について顧客との契約から認識した収益を計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	欧米地域	アジア地域	
主要な製品又はサービスのライン				
射出成形機	10,095	13,805	10,661	34,563
部品	3,007	4,021	2,145	9,173
その他	2,682	815	257	3,756
合計	15,785	18,643	13,064	47,493

(注) 「その他」には周辺機器、金型等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,438
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,356
契約資産（期首残高）	733
契約資産（期末残高）	907
契約負債（期首残高）	187
契約負債（期末残高）	298

契約資産は、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引について、期末時点での顧客に対する製品等の支配の移転が完了しておりますが、未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであり、当該対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客が製品等に対する支配を獲得する前に当社グループが顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、993百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が173百万円増加した主な理由は、履行義務の充足に伴って認識された収益の増加であり、契約負債が110百万円増加した主な理由は、前受金の受領による増加であります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,287
1年超	3

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,166円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3円98銭 |

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,256	流動負債	30,441
現金及び預金	465	支 払 手 形	230
受取手形	210	買 掛 金	8,314
電子記録債権	1,201	短 期 借 入 金	17,736
売掛金	8,506	1年内返済予定の長期借入金	2,907
契約資産	477	リ 一 ス 債 務	11
商品及び製品	9,199	未 払 費 用	757
仕掛品	3,535	未 払 法 人 税	50
原材料及び貯蔵品	5,827	未 払 約 負 債	122
前渡金	1,787	預り金	177
前払費用	87	賞与引当金	27
未収入金	4,693	製品保証引当金	70
関係会社短期貸付金	2,094	受注損失引当金	17
その他の	199	そ の 他	9
貸倒引当金	△29		7
固定資産	38,014	固定負債	12,403
有形固定資産	8,956	長 期 借 入 金	9,720
建物	2,414	長 期 未 払 金	95
構築物	113	リ 一 ス 債 務	18
機械装置	2,049	退職給付引当金	2,564
車両運搬工具	4	そ の 他	5
器具備品	100		
土地	4,015		
リース資産	26		
建設仮勘定	230		
無形固定資産	442	(純資産の部)	
ソフトウェア	436	株主資本	32,427
リース資産	1	資本金	5,362
その他の	5	資本剰余金	5,511
投資その他の資産	28,615	資本準備金	5,342
投資有価証券	1,505	その他資本剰余金	168
関係会社株式	26,189	利益剰余金	23,459
敷金及び保証金	60	利 涝 準 備 金	591
繰延税金資産	851	そ の 他 利 涝 剰 余 金	22,868
その他の	10	別途積立金	7,525
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	15,343
		自 己 株 式	△1,906
		評価・換算差額等	779
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	779
		新株予約権	217
資産合計	76,270	純資産合計	33,425
		負債及び純資産合計	76,270

損 益 計 算 書

〔 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	34,970
売 上 原 価	28,718
売 上 総 利 益	6,251
販売費及び一般管理費	5,885
 營 業 利 益	 366
 營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	738
受 取 貸 牙 料	27
売 電 収 入	22
そ の 他	62
 營 業 外 費 用	 850
支 払 利 息	119
為 替 差 損	384
賃 貸 収 入 原 価	2
売 電 費 用	6
そ の 他	5
 經 常 利 益	 517
 特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	436
 税 引 前 当 期 純 利 益	 436
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	263
法 人 税 等 調 整 額	△97
 当 期 純 利 益	 166
	969

株主資本等変動計算書

〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

(単位 : 百万円)

	資本金	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金
当期首残高	5,362	5,342	150	5,493	591	7,525	15,856
誤謬の訂正による累積的影響額							△813
遡及処理後当期首残高	5,362	5,342	150	5,493	591	7,525	15,043
当期変動額							
剰余金の配当							△669
当期純利益							969
自己株式の処分			17	17			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	17	17	—	—	300
当期末残高	5,362	5,342	168	5,511	591	7,525	15,343

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計				
	利益剰余金合計								
当期首残高	23,972	△2,030	32,798	1,066	1,066	330	34,194		
誤謬の訂正による累積的影響額	△813		△813				△813		
遡及処理後当期首残高	23,159	△2,030	31,984	1,066	1,066	330	33,381		
当期変動額									
剰余金の配当	△669		△669				△669		
当期純利益	969		969				969		
自己株式の処分		124	142				142		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△286	△286	△112	△398		
当期変動額合計	300	124	442	△286	△286	△112	44		
当期末残高	23,459	△1,906	32,427	779	779	217	33,425		

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
　・市場価格がない株式等以外のもの 時価法
　　(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
　　売却原価は移動平均法により算定)
　・市場価格がない株式等 移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- (1) 製品、仕掛品 個別法
(2) 製品のうち営業部品、原材料 .. 移動平均法
(3) 貯蔵品 最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ... 定率法
　なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
　・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
　・その他の無形固定資産 定額法

- (3) リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個々の債権回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費の支払に備えるため、当社所定の基準（過去の実績割合）により、所要見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、射出成形機、部品及びその他の製造・販売をしております。

当社では、これらの製品等の販売取引について、国内における部品の販売取引を除き、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、一時点で製品等の支配の移転が行われる取引については、顧客への製品等の到着時、検収時や貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。また、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、作業の進捗に伴う原価の発生に応じて、顧客仕様の製品等が完成に近づき、最終的に顧客による使用が可能な状態に至るため、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識しております。

一方で、国内における部品の販売取引については、その出荷から支配移転までの期間が国内で出荷及び配送に通常要する日数に照らして合理的な期間に留まる状況にあるため、代替的な取扱いとして顧客への部品の出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足後、概ね12か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素を含んだ取引はありません。また、一部の顧客との契約において、収益は約束された対価から値引き及び返品等を控除した金額で測定しております。

8. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の欠損金および税額控除のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性の高い場合に限り認識しております。事業計画等により、将来の発生が予測される課税所得の額及びその発生時期を見積り、その発生の可能性を見積っております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	851 百万円
--------	---------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 26 号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して判断し繰延税金資産を計上しています。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社の将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の仮定は将来の不確実性を伴うため、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類について重要な影響を与えるおそれがあります。

2. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

・売上高	455 百万円
------	---------

上記の金額は、履行義務の充足に向けての進捗度を測定し契約期間にわたり収益を認識した契約の内、当事業年度末時点で完全な履行義務を充足していない契約を対象として記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社では、一定の期間にわたり製品等の支配の移転が行われる取引については、発生原価に基づくインプット法により履行義務の充足に向けての進捗度を測定することにより収益を認識しております。なお、当該進捗度を合理的に測定することができない場合は、発生原価の範囲で収益を認識しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

履行義務の充足に向けての進捗度測定による収益認識の主要な仮定は、総原価の見積りであります。総原価の見積りにおいては、顧客からの要求による仕様を元に算定しておりますが、受注後の状況の変化に応じ、適時に見積りの見直しを実施しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

総原価の見積りは、顧客からの要求による仕様の個別性が強く、一定の仮定に基づいております。そのため、総原価の見積りと実績の乖離が発生した場合は、総原価の見積りの見直しに伴う進捗度の変動により、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

誤謬の訂正に関する注記

当社は、2025年5月12日付「2025年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」で公表しましたとおり、2025年3月期（第69期）の決算作業を実施する中で、当期末の海外販売子会社に対する前渡金残高の妥当性および海外販売子会社との間の未実現利益算定の妥当性について誤謬の可能性が生じたため、社内で調査を進めた結果、連結決算業務における未実現利益消去額の算定において、一部の外貨建取引について取引時に管理会計上の為替レートで換算しておりましたが、決算時に当該取引発生時の実勢レートに換算替えにおいて一部の海外連結子会社との外貨建取引において当該換算替えが行われず、その結果として、未実現利益の消去金額の誤謬を発見しました。

当社は、過年度に渡って修正する必要があると判断し過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表および財務諸表ならびに四半期連結財務諸表を訂正することといたしました。なお、今回の訂正にあたっては、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項 および今回の監査の過程において新たに発見された事項の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。この結果、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は813百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,253百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したもの）

短期金銭債権 6,756百万円

短期金銭債務 5,791百万円

3. 保証債務

関係会社の債務に対し債務保証を行っております。

日精ホンママシナリー㈱ 139百万円

NEGRI BOSSI S.P.A. 2,431百万円

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土 地 1,692百万円

建 物 297百万円

(2) 担保に係る債務

一年内返済長期借入金 528百万円

長期借入金 71百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 売 上 高 19,438百万円

部材の有償支給高 5,340百万円

仕 入 高 14,179百万円

その他の 838 百万円

営業外取引	受取利息	128 百万円
	受取配当金	447 百万円
	その他の	201 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 3,035,655 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	21 百万円
製品保証引当金	5 百万円
棚卸資産評価損	304 百万円
退職給付引当金	793 百万円
減損損失	245 百万円
関係会社株式評価損	231 百万円
その他	<u>576</u> 百万円
小計	2,177 百万円
評価性引当額	<u>△997</u> 百万円
繰延税金資産合計	<u>1,180</u> 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>329</u> 百万円
繰延税金負債合計	<u>329</u> 百万円
繰延税金資産の純額	<u>851</u> 百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
NISSEI AMERICA, INC.	100.00	製品の販売先 製品の製造委託先 役員の兼任	出資の引受(注5) 製品等売上(注1)	7,494 8,021 —	— 売掛金 契約負債	— 417 36
NISSEI MEXICO, S.A. DE C.V.	100.00	製品の販売先 役員の兼任	製品等売上(注1)	753	売掛金	1,207
NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.	100.00	製品の販売先 役員の兼任	製品等仕入(注4)	926	前渡金	1,634

日精塑料机械(太倉) 有限公司	100.00	製品の製造委託先 役員の兼任	受託事務手数料(注 8) 原材料の有償支給(注 3) 製品等仕入(注 3)	103 2,195 7,867	未収入金 — 買掛金	1,078 — 952
日精樹脂工業科技 (太倉) 有限公司	100.00	製品の販売先 役員の兼任	製品等売上(注 1)	6,304	売掛金	1,332
株式会社日精テクニカ	100.00	資金の援助 役員の兼任	支払債務の譲渡(注 7)	—	買掛金	3,753
NEGRI BOSSI S. P. A.	99.99	製品の販売先 役員の兼任	製品等売上(注 1) 出資の引受(注 5) 資金の貸付 貸付の回収 (注 2) 債務保証(注 6) 利息の受取	804 713 1,122 947 2,431 127	売掛金 — 短期貸付金 — — 未収収益	791 — 2,094 — — 1
日精塑料机械(海塩) 有限公司	100.00	製品の製造委託先 役員の兼任	出資の引受 (注 5)	788	—	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社製品の販売および資産の譲渡については、市場価格を勘案して決定しております。
2. 貸付金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 日精塑料机械(太倉)有限公司に対しては、当社より部材の有償支給を行い、最終的に製品等として仕入れております。なお、有償支給及び仕入金額については、他の国内外注組立先への支給及び仕入金額を勘案して決定しております。
4. NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. からの製品等の仕入れについては、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。
5. 増資に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。
6. NEGRI BOSSI S. P. A. の債務に対し債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。
7. 株式会社日精テクニカに対する譲渡は帳簿価額によっており、当該取引に係る決済期日は原債務のそれと同一であります。
8. 受託事務手数料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載している為、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,726 円 30 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 50 円 53 銭 |

以上

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

日精樹脂株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員

公認会計士 杉田昌則

業務 執行 社 員

指 定 社 員

公認会計士 若月 健

業務 執行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日精樹脂工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

日精樹脂工業株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 杉田昌則
業務 執行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若月 健
業務 執行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、海外子会社管掌部門及び子会社の取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制については開示すべき重要な不備があり有効ではありませんが、取締役はその改善に取り組んでおり、また、当期の計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響が生じていません。今後とも継続的な改善状況について注視してまいります。

なお、事業報告に記載のとおり当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。監査等委員会といたしましては、グループ全体では正及び

再発防止に向けた取り組みが適切になされているか、また再発防止策の実効性について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人かなで監査法人から、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制については開示すべき重要な不備があり有効ではないことを踏まえた上で、会計監査を行った旨の報告を受けております。

2025年6月30日

日精樹脂工業株式会社 監査等委員会

取 締 役

(常勤監査等委員)

半 田 芳 直

印

社 外 取 締 役

(監査等委員)

成 澤 一 之

印

社 外 取 締 役

(監査等委員)

西 田 治 子

印

以上